

所有物件の管理を支援します！

R7.4

対象	制度・事業名	内 容	HP	連絡先
空き家	小松市内空き家・空き室・空き地バンク	現在居住していない、または近々居住しなくなる家や部屋を貸したい方売りたい方を対象に、「小松市内空き家・空き室・空き地バンク」の登録を募集しております。 登録された方の物件情報は、インターネットによって広く提供いたします。また、登録することで利用できる補助制度があります。		建築住宅課 定住担当 (0761) 24-8104
	小松市さかさまバンク	空き家をお探しの個人・法人の方の希望物件情報を希望者情報として公開し、空き家の所有者・管理者より提案いただいた物件をご案内することで希望者と空き家をマッチングさせる制度です。 登録された方の希望情報は、インターネットによって広く提供いたします。(個人が特定される情報は公開されません。)また、登録することで利用できる補助制度があります。		
	空き家バンク・さかさまバンク 成約報奨金	空き家の賃貸・売買契約が成立した場合、その空き家所有者に対して報奨金を交付 【対象】空き家バンクの登録物件 さかさまバンクの成約物件(戸建住宅のみ) 【助成額】一律3万円		
	小松市空き家有効活用奨励金	空き家を賃貸物件として貸し出す場合、または購入して改修する場合、改修費の一部を助成 【対象】空き家バンクの登録物件(戸建住宅のみ)、さかさまバンクの成約物件(戸建住宅の他、店舗等も対象) 【助成額】工事費の1/2(上限40万円) ※市外からの転入者の場合、加算額10万円		
	老朽危険空き家解体補助事業	老朽危険空き家の所有者等に対し、解体工事費の一部を助成 【要件】小松市内業者が解体すること 【助成額】5,000円/m ² (上限50万円) 老朽危険空き家が所在する町内会に対し、緊急避難処置費の一部を助成 【要件】町内会において所有者の同意を得ること 老朽危険空き家とされた建物の中で、近隣に対し緊急に被害が及ぶ建物 【助成額】処置費の2/3(上限50万円)		
	老朽危険空き家跡地活用事業	老朽危険空き家とその土地を寄付して頂き、小松市が解体し、町内で管理または売却する制度 【要件】町内会の同意が得られること 解体費≤売却費であること		
浸水対策	小松市浸水対策事業補助金	宅地地盤のかさ上げ工事に対する工事費の一部を補助 【要件】浸水想定区域で住宅の新築や改築等の工事にあわせ宅地地盤を50cm以上かさ上げ工事する者 【助成額】市内業者 対象経費の1/2(上限50万円) 市外業者 対象経費の1/3(上限33万円)		建築住宅課 開発許可・空き家担当 (0761) 24-8106
	小松市止水板等設置補助金	止水板等を購入、または、止水板等を設置する工事費の一部を補助 【要件】小松市洪水ハザードマップの浸水想定区域などの建物等を所有又は使用している者 【助成額】対象経費の1/2(上限50万円)		
宅地復旧	小松市被災宅地等復旧支援事業	令和6年能登半島地震により発生した宅地被害において、早期の宅地復旧と被災者の負担軽減を図るため、個人施工の復旧工事等に対する費用の一部を支援 【要件】令和6年能登半島地震発生時に住宅の用に供されていた土地 【助成額】対象工事の施工に要した額(対象工事実額)から50万円を控除した額に3分の2を乗じた額(上限766万6千円)		
ブロック塀	危険ブロック塀等の除却補助金	ブロック塀等の除却に対する工事費の一部を補助 【要件】道路に面し通行人の安全を脅かす恐れがあるコンクリートブロック塀または石塀等を除却する工事 【助成額】CB塀: 4,000/m ² (上限10万円) 石塀: 10,000/m ² (上限10万円: ただし、50%以上再使用の場合は15万円)		建築住宅課 営繕担当 (0761) 24-8094